

折立中学校区青少年健全育成連絡協議会規約

第一条（名称）

この会は、折立中学校区青少年健全育成連絡協議会と呼び、事務所を仙台市立折立中学校PTA事務局内におく。

第二条（目的）

この会は、児童・生徒の健全育成と福祉の増進及び善導を目的とする。

第三条（事業）

前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （１）児童・生徒の校外における生活の善導
- （２）社会環境の浄化と各種行事の促進
- （３）要指導児童・生徒の調査とその補導
- （４）学校教育活動における支援（学校支援地域本部事業）

第四条（組織）

この会は、児童・生徒の校外指導並びに福祉に関係ある次の団体の構成その他をもって組織する。

- | | |
|----------------|------------------|
| ・折立小父母教師会 | ・折立中 PTA |
| ・栗生小父母教師会 | ・保護司 |
| ・少年補導員 | ・青少年指導員 |
| ・青少年育成推進指導委員 | ・折立中学校区町内会 |
| ・体育振興会 | ・交通安全協会 |
| ・防犯協会 | ・交通指導隊 |
| ・民生児童委員協議会 | ・社会福祉協議会 |
| ・ <u>折立幼稚園</u> | ・ <u>折立保育所</u> |
| ・消防団 | ・愛子交番 |
| ・学校支援地域本部 | ・折立市民センター（折立児童館） |
| ・社会学級（小学校） | |

第五条（役員）

この会に次の役員を置き、任期は２年とし、再任を妨げない。ただし、補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

会長１名、副会長若干名、理事若干名、幹事若干名、会計１名、監事３名

第六条（役員選出）

- （１）役員は、第四条に示された組織から推薦され、連絡協議会総会（以下総会と称する）において決定する。
- （２）本会にかかわる外部諸団体の委員は協議会から選出することができる。

第七条（役員の任務）

- （１）会長は、この会を代表し会務を統括する。
- （２）副会長は、会長を助け、会長事故ある時は代理する。
- （３）理事は、会の運営にあたる。
- （４）幹事は、会務を処理する。
- （５）会計は、経理にあたる。
- （６）監事は、会計の監査にあたる。

第八条（顧問・参与）

この会に顧問・参与をおくことができる。顧問・参与は役員会の同意を得て会長が委嘱する。

第九条（専門部会）

この会の協議会に校外指導，広報，研修及び学校支援の４つの専門部をおき，校外指導活動，広報活動，研修活動及び学校支援事業にあたる。構成員は年度毎に役員会で協議の上会長が委嘱する。

第十条（会議）

この会の会議は，役員会及び総会とし，会議の議長は会長があたる。

- （１）役員会は，総会で選出された役員で構成する。ただし，総会前の役員会は，第四条に示された組織から推薦された役員候補者によって構成する。
- （２）総会は，第四条に示された組織の代表者をもって構成する。

第十一条（会計）

この会に要する経費は，折立小父母教師会・栗生小父母教師会・折立中 PTA 負担金並びに構成団体の助成金その他をもってあてる。

会計年度は毎年４月１日に始まり，翌年３月３１日に終わる。

第十二条（施行）

この会の規約は，昭和６０年７月１０日より施行する。

平成 ５年６月３０日一部改正

平成 ６年７月１６日一部改正

平成１０年７月１３日一部改正

平成１７年６月２２日一部改正

平成２２年６月２３日一部改正

平成２３年６月２３日一部改正

平成２８年７月１２日一部改正

平成２９年７月１４日一部改正

平成３０年７月１３日一部改正

令和 元年７月１１日一部改正

令和 ５年７月２１日一部改正